- 他学会における専門医研修に関する不正行為の報道を受けて - 日本東洋医学会の対応について

平成 25 年 10 月 31 日 専門医制度委員会

日本東洋医学会専門医制度委員会はこれまで専門医を認定するに当たり、日本専門医制評価・認定機構(以下機構)の基準に本学会が必要とするところを加味し適正に運用してきました。具体的には、基本領域の資格を取得し、学会指定研修施設における3年間以上の漢方臨床研修を終えた専攻医に対して、症例審査(一次試験)、筆記および面接試験(二次試験)を課し、さらに5年毎の更新も他学会では例を見ない症例報告の提出まで義務化しています。これまで順調に進んで参りましたのは、ひとえに会員の皆さまのご理解とご協力のおかげであり、厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知の通り厚生労働省の「専門医の在り方に関する検討会」によると、専門医制度をより一層充実させ、広く国民に開かれた新たな制度を構築するため、本年度内に第 3 者機関を設立し、2017年より新制度での専門医の認証、研修プログラムの評価・認定を行っていくとのことです。本学会もこの新制度に適合し第三者機関の認証を得るべく鋭意作業中です。これまで常時実施してきた指定研修施設の整備、指導医の委嘱、毎年の指導報告書による専攻医の把握等に加え、「漢方専門医のあり方」をあらためて明確化した上で、新たに研修手帳の作成を行い、また現在研修コアカリキュラムの改訂、研修プログラムの作成などを行なっております。

このような折に、本年 9 月下旬、他学会での「認定医」と「専門医」の研修に関する捏造による不正取得が発覚し広く一般に報道されました。本学会は、このことを"他山の石"として重く受けとめ、「認定医」「専門医」の認定が信頼のおけるものであることを示し、その内容を担保することが各受験者への誠意ある対応であり、また社会に対して学会として果たすべき大きな責務であるとの認識に立って、「屋上屋を架す」がごとき作業になるやもしれませんが、以下のような対応を敢えて行いました。

即ち、平成 25 年度の専門医認定試験直前ではありましたが、平成 25 年 10 月 1 日より受験申請者の 資格、研修期間、研修内容について、責任指導医より既に提出されている資料と精査照合させて頂き、 不備や疑義などについては再確認した上で専門医認定試験を実施することにいたしました。学会会員の 皆様には本件に関するお問い合わせなどでお手数をおかけすることになるかもしれませんが、何卒、前述のような経緯、ならびに日本東洋医学会としての社会的責任に立脚してのことと、ご理解賜り、何卒 ご協力くださいますようお願い申し上げます。

また、今回の案件を活かして、専門医制度委員会では、国民が期待する専門医を目指すために、日本専門医制評価・認定機構の指導を仰ぎ、漢方臨床研修の更なる充実とそのチェック体制の強化を図る所存です。

以上、専門医制度委員会よりご報告いたしました。